

発委第5号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出に
ついて

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める別紙の意見書を国会及び関係行政庁に提出したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月30日提出

提出者 飯田市議会総務委員会
委員長 清水優一郎

(別紙)

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

国連で1979年に採択された女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するための、最も重要な国際基準であり、日本は1985年に批准している。その後、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択されたのが「選択議定書」である。

今年は選択議定書が採択されてから25年目に当たるが、現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち、115か国が選択議定書を批准している中で、日本は未だ批准をしていない。

SDGsの17の目標の第5は、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっている。国は第5次男女共同参画基本計画において、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。しかし、「検討」以上の進展がなく、このままでは日本のジェンダー不平等は改善されない。

日本における男女平等の実現は未だ途上にあり、各国の男女間の格差を示す2024年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中118位、先進7か国G7では最下位と後れを取っている。このことは、20年間もの間、男女の格差をなくすための有効な策が講じられてこなかったことを示している。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩である。

女性差別撤廃条約の締約国は、自国の条約実施状況を報告する義務があるが、本年10月には、日本政府の報告に対して、8年ぶりに女性差別撤廃委員会の審議が行われる。これを契機として、この審議までに選択議定書の批准を実現すべきである。

よって、国会及び政府においては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月30日

長野県飯田市議会議長 熊谷泰人

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）